

民間構成員からの重点要望事項（2025 年度）

法令外国語訳整備プロジェクトについて、民間構成員からの重点要望事項（2024 年度）において、本プロジェクトを推し進めるために達成すべき数値目標、「重点的に翻訳すべき分野」の法令（下記参照）を対象とした、より迅速な公開及び品質確保についての対応を求めたところ、2026 年度においても、重点要望事項（2024 年度）を引き続き推し進めることを求める。また、その進捗状況に鑑み、2027 年度以降については、以下のとおり項目 1 ないし項目 4 の対応を関係省庁に求める。

○重点的に翻訳すべき分野

- ・対日直接投資に関わる分野に関するもの（例えば、金融法、デジタル関連分野の法令など）
- ・知的財産分野に関するもの
- ・民事分野の基本法に関するもの（例えば、会社法、民法、民事手続法等）
- ・我が国に居住する外国人に関わる分野に関するもの（例えば、税金、年金、消費者法、労働法など）

1. 重要法令を迅速に公開すること

英訳の対象を①e-Gov に掲載されている法令のうち英訳ができておらず、日本法令外国語訳データベースシステムに掲載できていないもの（以下、「JLT 未掲載法令」という。）、②日本法令外国語訳データベースシステム掲載後に行われた法改正部分の英訳が未了のもの（以下「法改正対応」という。）及び③法令の概要情報と整理した上で、これまでの取組に引き続き、重点的に翻訳すべき分野に該当する JLT 未掲載法令（①）及び法改正対応（②）については、原則として法令の公布又は改正から 1 年以内の英訳公開を目指すべきである。

その中でも、法改正対応（②）については、その対応が速やかに行われなければ誤認等のリスクを招来し、JLT 自体の対外的信用を損ねかねないため、特に優先的に取り組む必要がある。

1 年以内に JLT 未掲載法令等を英訳することが難しい場合には、法令の概要情報（③）だけでも遅滞なく JLT に掲載すべきである。

2. 2027 年度から 2031 年度までに新たに 1,200 本以上の英訳法令等の公開を目指すこと

民間構成員からの重点要望事項（2024 年度）において、2021 年度から 2026 年度までに新たに 1,000 本以上の英訳法令等の公開を

求めたが、本プロジェクトに対する需要が増大していることを踏まえ、引き続き高い目標を設定し、本プロジェクトを推進していくべきである。

重点的に翻訳すべき分野を中心に、2027年度から2031年度までの5年間で、新たに1,200本以上（少なくとも1,000本以上）のJLT未掲載法令（①）、法改正対応（②）及び法令の概要情報（③）の英訳の公開を目指すべきである。

3. e-Gov に掲載されている全ての法令の英訳を目指すこと

e-Gov に掲載されている全法令の英訳が公開されることが望ましいが、現在、e-Gov に掲載されている全法令のうち、英訳が公開されている法令は約1000本となっており、これは全体の約11%という状況である。

そこで、まずは重点的に翻訳すべき分野から優先的に翻訳し、2027年度から2036年度までの10年間で、この数値を最低でも25%以上とする（JLT未掲載法令を75%以下とする）ことを目指し（1年当たり約134本）、技術の進歩等に応じて目標を上方修正していくべきである。

4. 高品質な翻訳法令の数を増やすための翻訳プロセスの改善

高い品質を確保した英訳法令の数を飛躍的に増加させるため、法令翻訳プロセス（例えば、法令翻訳システムや英訳案の確認体制）について改善策を検討すべきである。